

品川区認証保育所運営費等補助要綱

制定	平成14年	3月29日	区長決定	要綱第42号
改正	平成15年	2月20日	区長決定	要綱第4号
改正	平成15年	11月20日	部長決定	要綱第93号
改正	平成16年	8月18日	事業部長決定	要綱第119号
改正	平成17年	3月9日	事業部長決定	要綱第9号
改正	平成17年	10月31日	事業部長決定	要綱第91号
改正	平成18年	8月23日	事業部長決定	要綱第127号
改正	平成20年	1月7日	事業部長決定	要綱第1号
改正	平成21年	3月31日	事業部長決定	要綱第255号
改正	平成22年	1月28日	区長決定	要綱第3号
改正	平成22年	4月1日	区長決定	要綱第66号
改正	平成23年	4月1日	区長決定	要綱第114号
改正	平成26年	2月4日	区長決定	要綱第6号
改正	平成26年	12月12日	区長決定	要綱第164号
改正	平成27年	3月24日	事業部長決定	要綱第137号
改正	平成27年	12月24日	区長決定	要綱第526号
改正	平成28年	12月8日	区長決定	要綱第256号
改正	平成29年	11月27日	区長決定	要綱第144号
改正	平成30年	10月1日	区長決定	要綱第186号
改正	平成30年	12月26日	区長決定	要綱第208号
改正	令和元年	11月13日	区長決定	要綱第318号
改正	令和3年	1月8日	区長決定	要綱第5号
改正	令和3年	8月6日	部長決定	要綱第277号
改正	令和5年	1月17日	区長決定	要綱第3号
改正	令和5年	12月26日	区長決定	要綱第5号
改正	令和6年	10月18日	区長決定	要綱第321号
改正	令和7年	4月1日	区長決定	要綱第196号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づき、東京都が認証した施設（以下「認証保育所」という。）に対し、品川区認証保育所運営費等補助金を交付するに当たっての算定基準および手続について規定し、もって多様な保育ニーズに対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、東京都認証保育所事業実施要綱で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認証保育所が実施する事業とする。

（補助対象児童）

第4条 この補助金の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）は、認証保育所に入所した者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

（1）認証保育所A型

- ア 月120時間以上の利用が必要な児童（保育短時間にあつては月48時間から月120時間未満までの利用が必要な児童）
- イ 0歳から小学校就学前までの児童
- ウ 保護者および児童が、品川区内に住所を有する者

（2）認証保育所B型

- ア 区長が必要と認める0歳から2歳までの児童
- イ 保護者および児童が、品川区内に住所を有する者

2 補助対象児童の年齢区分は、認証保育所に入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度における年齢として取り扱う。

（保育の契約）

第5条 認証保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、補助対象児童の保育について、保護者と次の内容を明示した保育の受託に関する契約を締結するものとする。

- （1）入所する児童の生年月日および入所時の年齢
- （2）保護者の氏名、続柄および住所
- （3）保育を必要とする理由ならびに保育時間および契約期間
- （4）児童の保育料

2 設置者は、保護者と保育の受託に関する契約を締結したときは、品川区認証保育所受託届（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

ただし、各年4月1日に在籍する児童については、契約時にかかわらず全員について提出しなければならない。

（補助対象経費）

第6条 この補助金の交付の対象となる経費は、認証保育所が補助事業を行うに当たって支出した経費のうち、別表第1に定める経費とする。

（補助金の交付）

第7条 区長は、別表第1および別表第2により算出された額の補助金を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、開設準備経費については別表第1の1または2のいずれかを交付するものとする。

（補助条件）

第8条 補助金の交付に当たっては、別表第3の条件を付すものとする。

（交付申請）

第9条 運営費に関する補助金（以下「運営費補助金」という。）の交付申請は、次に掲げる書類を区長に提出して行うものとする。ただし、開設準備経費の交付申請については、別に定める。

- (1) 品川区認証保育所運営費補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 品川区認証保育所運営費補助金交付申請児童名簿（第2号様式）
 - (3) 品川区認証保育所受託届（第3号様式）
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 運営費に関する補助金の交付申請は、毎月初日の在籍児童数に基づいて速やかに行うものとする。
- 3 修繕費に関する補助金（以下「修繕費補助金」という。）の交付申請は、次に掲げる書類を区長に提出して行うものとする。
- (1) 品川区認証保育所修繕費補助金交付申請書（第4号様式）
 - (2) 工事費内訳書
 - (3) 工事契約書の写し
 - (4) 工事領収書の写し
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 4 前3項に定めるもののほか、開設準備経費の交付申請については、別に定める。

（補助金の交付決定）

第10条 区長は、前条第1項の規定に基づく運営費補助金の交付申請があったときは、関係書類を審査した上で、交付の可否を決定し、品川区認証保育所運営費補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前条第3項の規定に基づく修繕費補助金の交付申請があったときは、関係書類を審査した上で、交付の可否を決定し、品川区認証保育所修繕費補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、請求書（第7号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に支払うものとする。

（補助事業の変更等）

第13条 補助事業者は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 区内に所在する認証保育所については、職員の採用、退職等による配置および保育室の設備等を変更するとき。

(交付決定の取消しおよび返還)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、品川区認証保育所運営費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）または品川区認証保育所修繕費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定その他、法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) その他区長が補助金の返還を必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部または一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該会計年度終了の日から60日以内に、区長に対し事業の実績報告書（第10号様式）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第16条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の意見を聴取することなどにより、常に利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供することに努めること。
- (2) 重大事故があったときは、速やかに区長に報告すること。
- (3) 補助事業の実施に当たり、知り得た個人情報等を補助事業の目的以外に使用し、または他に漏らさないこと。
- (4) 非常災害に対する具体的計画を立て、定期的に避難訓練を実施すること。
- (5) 不慮の事故等に備え、補償額が1回の事故につき3億円以上、1人の事故につき3千万円以上の賠償責任保険に加入すること。
- (6) 児童、職員および施設等に関して必要な帳簿および証拠書類を備えておくこと。

(報告および調査)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し認証保育所の運営等について報告を求め、または立入調査をすることができる。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、認証保育所の保育従事者その他の職員および利用児童の保護者等から事情を聴取することができる。
- 3 補助事業者は、改善の指導を受けたときは、速やかに改善しなければならない。

- 4 補助事業者は、東京都認証保育所事業実施要綱13に規定する文書による改善指導を受け、改善の状況および計画を提出するときは、それらの文書の写しを区長に提出しなければならない。
- 5 区長は、補助事業者が第3項の指導に従わないときは、第7条に規定する補助金の交付を行わないことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付則 (平成15年 2月20日改正 要綱第 4号)
この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付則 (平成15年11月20日改正 要綱第93号)
この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付則 (平成16年 8月18日改正 要綱第119号)
この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付則 (平成17年 3月 9日改正 要綱第 9号)
この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付則 (平成17年10月31日改正 要綱第 91号)
この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付則 (平成18年 8月23日改正 要綱第127号)
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付則 (平成20年 1月 7日改正 要綱第 1号)
この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付則 (平成21年 3月31日改正 要綱第255号)
この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則 (平成22年1月28日改正 要綱第3号)
この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則 (平成22年4月1日改正 要綱第66号)
この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付則 (平成23年4月1日改正 要綱第114号)
この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則（平成26年2月4日改正 要綱第6号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則（平成26年12月12日改正 要綱第164号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則（平成27年3月24日改正 要綱第137号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則（平成27年12月24日改正 要綱第526号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則（平成28年12月8日改正 要綱第256号）
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付則（平成29年11月27日改正 要綱第144号）
この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則（平成30年10月1日改正 要綱第186号）
この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

- 付則（平成30年12月26日改正 要綱第208号）
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
 - 2 この要綱に基づく技能・経験に着目した加算は、平成30年4月以後の月分に係る品川区認証保育所運営費補助金から適用し、同月前の月分に係る品川区認証保育所運営費補助金にあつては、なお従前の例による。

付則（令和元年11月13日改正 要綱第318号）
この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付則（令和3年1月8日改正 要綱第5号）
この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

- 付則（令和5年1月17日改正 要綱第423号）
- 1 この要綱は、認証保育所処遇改善加算に係る規定を除き、令和4年4月1日から適用する。
 - 2 この要綱に基づく認証保育所処遇改善加算に係る規定は、令和4年10月1日から適用する。

付則（令和5年12月26日改正 要綱第5号）
この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付則（令和6年10月18日改正 要綱第321号）
この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 （令和7年4月1日改正 要綱第196号）
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第6条、第7条、第14条関係）

品川区認証保育所運営費等補助対象経費

項目	基準額				補助対象経費	
運 営 費	1 毎月初日の在籍児童数に、次の額を乗じて得た金額とする。ただし、保育短時間に該当する児童の場合は以下の「保育短時間単価」を乗じて得た金額とする。なお、4月から翌年の3月までは、冷暖房費として上記単価に110円を加算した単価とする。				認証保育所の運営に要する経費	
	単価および保育短時間単価 (単位：円)					
	定員規模	年齢区分	単価	保育短時間単価		
	40人まで	0歳	191,240	173,300		
		1～2歳	137,090	119,140		
		3歳	95,060	77,020		
		4歳～	89,660	71,620		
	41～50人	0歳	152,090	144,910		
		1～2歳	97,940	90,760		
		3歳	55,820	48,640		
		4歳～	50,410	43,230		
	51～60人	0歳	145,630	139,650		
		1～2歳	91,470	85,490		
		3歳	49,450	43,470		
		4歳～	44,040	38,060		
	61～70人	0歳	141,070	135,900		
		1～2歳	86,910	81,740		
		3歳	44,890	39,720		
		4歳～	39,480	34,310		
	71～80人	0歳	137,700	133,170		
		1～2歳	83,540	79,010		
		3歳	41,520	36,990		
		4歳～	36,110	31,580		
	81～90人	0歳	135,040	131,020		
		1～2歳	80,890	76,870		
		3歳	38,860	34,840		
		4歳～	33,460	29,440		
	91～100人	0歳	130,340	126,750		
1～2歳		76,190	72,600			
3歳		34,160	30,570			
4歳～		28,760	25,170			
101～110人	0歳	128,880	125,660			
	1～2歳	74,730	71,510			
	3歳	32,700	29,390			
	4歳～	27,300	23,980			
111～120人	0歳	127,610	124,610			
	1～2歳	73,450	70,460			
	3歳	31,430	28,430			
	4歳～	26,020	23,030			

運 営 費	<p>2 3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算</p> <p>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施する場合に、当該月の初日在籍3歳児童数に、4,550円を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施する場合（チーム保育推進加算を算定している場合は除く。）に、当該月の初日在籍4歳以上児童数に、1,820円を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>なお、各加算について、要件に適合した日が月の途中の場合は、翌月から加算の対象とする。要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から加算の対象外とする。要件に適合しなくなった日が月の初日の場合には、その月から加算の対象外とする。</p> <p>3 減価償却費加算</p> <p>次の要件のすべてに該当する場合に、当該月の初日の在籍児童に次の定員区分に応じた金額を加算する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>	認 証 保 育 所 の 運 営 に 要 す る 経 費																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">定員</th> <th style="width: 15%;">加算額</th> <th style="width: 70%;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">40人まで</td> <td style="text-align: center;">4,700</td> <td rowspan="10"> (1) 認証保育所の用に供する建物が自己所有であること（注1）。 (2) 建物を整備し、または取得する際に、建設資金または購入資金が発生していること。 (3) 建物の整備に当たって、施設整備費または改修費等の補助を受けていないこと。（注2） (4) 賃借料加算の対象となっていないこと。 （注1）施設の一部が賃貸借物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。 （注2）施設整備費等の補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数を経過した後に、次の要件のすべてに該当する改修等を行った場合には、上記（3）に該当することとして差し支えない。 ア 老朽化等を理由として改修等が必要であったと区長が認めること。 イ 当該改修等に当たって補助を受けていないこと。 ウ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41～50人</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51～60人</td> <td style="text-align: center;">2,150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">61～70人</td> <td style="text-align: center;">1,850</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">71～80人</td> <td style="text-align: center;">2,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">81～90人</td> <td style="text-align: center;">1,850</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">91～100人</td> <td style="text-align: center;">1,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101～110人</td> <td style="text-align: center;">1,850</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">111～120人</td> <td style="text-align: center;">1,700</td> </tr> </tbody> </table>		定員	加算額	要件	40人まで	4,700	(1) 認証保育所の用に供する建物が自己所有であること（注1）。 (2) 建物を整備し、または取得する際に、建設資金または購入資金が発生していること。 (3) 建物の整備に当たって、施設整備費または改修費等の補助を受けていないこと。（注2） (4) 賃借料加算の対象となっていないこと。 （注1）施設の一部が賃貸借物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。 （注2）施設整備費等の補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数を経過した後に、次の要件のすべてに該当する改修等を行った場合には、上記（3）に該当することとして差し支えない。 ア 老朽化等を理由として改修等が必要であったと区長が認めること。 イ 当該改修等に当たって補助を受けていないこと。 ウ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	41～50人	2,600	51～60人	2,150	61～70人	1,850	71～80人	2,100	81～90人	1,850	91～100人	1,700	101～110人	1,850	111～120人	1,700
	定員		加算額	要件																				
	40人まで		4,700	(1) 認証保育所の用に供する建物が自己所有であること（注1）。 (2) 建物を整備し、または取得する際に、建設資金または購入資金が発生していること。 (3) 建物の整備に当たって、施設整備費または改修費等の補助を受けていないこと。（注2） (4) 賃借料加算の対象となっていないこと。 （注1）施設の一部が賃貸借物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。 （注2）施設整備費等の補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数を経過した後に、次の要件のすべてに該当する改修等を行った場合には、上記（3）に該当することとして差し支えない。 ア 老朽化等を理由として改修等が必要であったと区長が認めること。 イ 当該改修等に当たって補助を受けていないこと。 ウ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。																				
	41～50人		2,600																					
	51～60人		2,150																					
	61～70人		1,850																					
	71～80人		2,100																					
	81～90人		1,850																					
	91～100人		1,700																					
101～110人	1,850																							
111～120人	1,700																							

運 営 費

4 賃借料加算
 次の要件のすべてに該当する場合に、当該月の初日の在籍児童に次の定員区分に応じた金額を加算する。ただし、賃借料加算の合計金額が賃貸借物件に対する賃借料を超える場合は、当該賃借料と同額とする。
 (単位：円)

定員	加算額	要件
40 人まで	8,800	(1) 認証保育所の用に供する建物が賃貸借物件であること(注)。 (2) 上記(1)の賃貸借物件に対する賃借料が発生すること。 (3) 本要綱に規定する開設準備経費の建物賃借料の対象月でないこと。 (4) 減価償却費加算の対象となっていないこと。 (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸借による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。
41～50 人	4,900	
51～60 人	4,050	
61～70 人	3,550	
71～80 人	3,950	
81～90 人	3,550	
91～100 人	3,100	
101～110 人	3,400	
111～120 人	3,100	

5 チーム保育推進加算
 当該月の初日の在籍児童に次の定員区分に応じた金額を加算する。加算要件は別表2のとおり。
 (単位：円)

定員	加算額
40 人まで	16,220
41～50 人	6,410
51～60 人	5,410
61～70 人	4,570
71～80 人	3,980
81～90 人	3,600
91～100 人	3,210
101～110 人	2,860
111～120 人	2,660

認証
 保育所の
 運営に要
 する経費

6 技能・経験に着目した加算

次の職層区分に応じた職員1人当たり単価に、職層区分に応じた加算額の算定に用いる職員数および賃金改善実施月数を乗じて得た金額を加算する。

(単位：円)

職層区分 (注1)	職員1人当 たり単価 (注2)	加算額の算定に 用いる職員数 (注3)	賃金改善 実施月数
第3職層(専門リーダー等)	24,510	人数A	月数
第4職層(職務分野別リーダー等)	3,070	人数B	

(注1) 職層区分は、4職層以上からなり、第1職層の職員は施設長、第2職層の職員は施設長以外の管理職、第3職層の職員は施設長等の管理職を支えるライン職または高い専門性を複数もつスタッフ職(専門リーダー等)、第4職層の職員は少なくとも1つの分野に専門性をもつ職員(職務分野別リーダー等)と定義する。

(注2) 当該単価には、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

(注3) 人数Aおよび人数Bは、次の年齢別配置基準による職員数の合計に、定員40人以下の場合は4.2、定員41人～90人の場合は5.2、定員91人～120人の場合は5.0を加えた人数(1人未満の端数がある場合は、これを四捨五入する。)を基礎とし、人数Aについては1/3、人数Bについては1/5を乗じて得た人数とする。

【年齢別配置基準による職員数】

(1) 加算当年度(加算を受けようとする年度。以下同じ。)の4月時点の状況により3歳児配置改善加算および4歳以上児配置改善加算を受けていない場合

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} + \\ \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} + \\ \{1 \cdot 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} + \\ \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} \\ \text{(小数点第1位以下四捨五入)}$$

(2) 加算当年度の4月時点の状況により3歳児配置改善加算のみを受けている場合

$$\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} + \\ \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} + \\ \{1 \cdot 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} + \\ \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} \\ \text{(小数点第1位以下四捨五入)}$$

運 営 費	<p>(3) 加算当年度の4月時点の状況により4歳児配置改善加算のみを受けている場合 $\{4\text{歳以上児数} \times 1 / 25 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} +$ $\{3\text{歳児数} \times 1 / 20 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} +$ $\{1 \cdot 2\text{歳児数} \times 1 / 6 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} +$ $\{0\text{歳児数} \times 1 / 3 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\}$ (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>(4) 加算当年度の4月時点の状況により3歳児・4歳児配置改善加算を受けている場合 $\{4\text{歳以上児数} \times 1 / 25 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} +$ $\{3\text{歳児数} \times 1 / 15 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} +$ $\{1 \cdot 2\text{歳児数} \times 1 / 6 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\} +$ $\{0\text{歳児数} \times 1 / 3 \text{ (小数点第2位以下切捨て)}\}$</p> <p>※ 年齢別児童数は、当該年度4月時点または各月平均の年齢別児童数とする。</p> <p>※ 1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「零」になる場合は「1」とする。</p> <p>7 インフルエンザ予防接種費用助成 認証保育所におけるインフルエンザの感染拡大を防止するため、職員がインフルエンザの予防接種を受けた場合で次に掲げる要件を満たすときに、職員1人当たり3,000円を年1回助成する。ただし、インフルエンザの予防接種に係る費用の額が3,000円より低い場合は、当該費用の額と同額とする。</p> <p>(1) 助成の対象となる職員(以下「対象職員」という。)は、現に認証保育所に勤務する職員であること。</p> <p>(2) インフルエンザの予防接種を受ける期間(以下「対象期間」という。)は、10月から翌年1月までであること。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、他の月についても対象期間とすることができる。</p> <p>(3) 設置者が費用を負担して、対象職員が対象期間内にインフルエンザの予防接種を受けたことが確認できる書類の写しを添付すること。</p> <p>8 認証保育所処遇改善等加算 表1の単価表により職員1人当たり単価に加算額の算定に用いる職員数及び賃金改善実施月数を乗じて得た金額と、表2に定める加算額にひと月の平均年齢別在籍児童数(注1)及び賃金改善実施月数を乗じて得た額を比較し、高い方の金額を加算する。</p>	認 証 保 育 所 の 運 営 に 要 す る 経 費
-------------	---	--

(単位：円)

(表 1)

職員 1 人 当たり単価	加算額の算定に用いる 職員数 (注 2)	賃金改善 実施月数
11,030	人数 C	月数

(表 2)

定員規模	年齢区分	加算額	賃金改善実施月数
40 人まで	0 歳	8,350	月数
	1～2 歳	6,070	
	3 歳	4,670	
	4 歳～	4,240	
41～50 人	0 歳	6,300	
	1～2 歳	4,020	
	3 歳	2,630	
	4 歳～	2,200	
51～60 人	0 歳	6,010	
	1～2 歳	3,730	
	3 歳	2,340	
	4 歳～	1,910	
61～70 人	0 歳	5,800	
	1～2 歳	3,520	
	3 歳	2,130	
	4 歳～	1,700	
71～80 人	0 歳	5,650	
	1～2 歳	3,370	
	3 歳	1,970	
	4 歳～	1,540	
81～90 人	0 歳	5,530	
	1～2 歳	3,250	
	3 歳	1,850	
	4 歳～	1,420	
91～100 人	0 歳	5,390	
	1～2 歳	3,110	
	3 歳	1,720	
	4 歳～	1,290	
101～110 人	0 歳	5,320	
	1～2 歳	3,040	
	3 歳	1,640	
	4 歳～	1,210	
111～120 人	0 歳	5,250	
	1～2 歳	2,970	
	3 歳	1,580	
	4 歳～	1,150	

(注 1) 「ひと月の平均年齢別在籍児童数」は、加算当年度の賃金改善実施期間における各月初日の年齢区分別の在籍児童数の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数（1 人未満の端数は四捨五入）とすること。在籍児童数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

運
営
費認
証
保
育
所
の
運
営
に
要
す
る
経
費

(注2) 人数Cは、第6号に定める年齢別配置基準による職員数(以下「年齢別配置基準による職員数」という。)の合計に、1.3を乗じ、定員30人以下の場合は、7.8、定員31人から40人以下の場合は7.5、定員41人～90人の場合は8.7、定員91人～120人の場合は8.4を加えた人数とする(1人未満の端数は四捨五入)。

9 療育支援加算

次の施設区分に応じた単価に実施月数を乗じて得た額を加算する。加算要件は別表2のとおり。

(単位：円)

施設	単価	実施月数
特別児童扶養手当支給対象児童 受入施設	30,960	月数
その他障害児受入施設	20,570	

10 高齢者等活躍促進加算

次の高齢者等の年間総雇用時間数の区分に応じた単価を3月分運営費に加算する。加算要件は別表2のとおり。

(単位：円)

高齢者等の年間総雇用時間数	単価
400時間以上 800時間未満	238,000
800時間以上 1200時間未満	396,500
1200時間以上	555,500

11 施設機能強化推進費加算

80,000円を3月分運営費に加算する。加算要件は別表2のとおり。

12 小学校接続加算

次の区分に応じた単価を3月分運営費に加算する。加算要件は別表2のとおり。

(単位：円)

区分	単価
加算要件(1)および(2)のいずれの取組も実施している場合	20,190
加算要件(1)～(3)すべての取組を実施している場合	158,570

13 栄養管理加算

次の区分に応じた単価に実施月数乗じて得た額を加算する。加算要件は別表2のとおり。

(単位：円)

区分	単価	備考
A	47,480	A:Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設
B	29,750	B:第1号および他の加算の算定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設
C	5,000	C:AまたはBを除き、栄養士を嘱託等している施設

運
営
費

認証
保育
所の
運営
に要
する
経費

<p style="text-align: center;">修 繕 費</p>	<p>認証保育所の建物および設備の老朽化等に対応するため、次に掲げる要件に該当する場合に、区長が必要と認める施設または設備の修繕等に要する経費で、施設ごとに補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額と2,500千円を比較していずれか少ない金額を補助する。</p> <p>(1) この補助金の申請要件は、次のとおりとする。ただし、</p> <p>(2) ア(イ)に定める経費については、アおよびイに掲げる申請要件を適用しないこととする。</p> <p>ア 認証保育所の開設後10年を経過していること。なお、設置者変更による新規開設、旧保育室からの移行、認可外保育施設からの移行等、認証保育所として開設する前にもその施設において保育事業を行っていた場合は、当該保育事業を開始した時点を起算点とする。</p> <p>イ 当該補助を受け、修繕を行った設備等については、修繕後10年を経過していること。</p> <p>ウ 1施設につき、年1回までの補助であること。</p> <p>(2) この補助金は、中規模修繕(5,000千円以下の施設または設備の改修または改装に要する経費)を交付の対象とする。中規模修繕の対象となる事業については、国庫補助(平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」)の対象となる大規模修繕等に準じるものとし、具体的には次の経費を対象とする。</p> <p>ア 施設の一部改修</p> <p>(ア) 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修または外壁、屋上等の防水等の施設の改修工事(専ら、性能または機能の向上を目的とする工事は補助対象とならない)</p> <p>(イ) 衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事(新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等))</p> <p>イ 施設の附帯設備の改修</p> <p>一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等の改修工事</p> <p>ウ その他の施設または設備の改修等</p> <p>アおよびイに準ずる工事として区長が必要と認める改修工事</p> <p>(3) 次に掲げる経費は、この補助金の対象外とする。</p> <p>ア 少破修理等の軽易な整備</p> <p>イ 備品購入</p> <p>ウ 土地の整地等の整備</p>	<p style="text-align: center;">工事 費</p>
--	--	---

開 設 準 備 経 費	<p>1 認証保育所A型を開設するために必要な改修経費 保育サービス基盤の拡充に資するため、区長が補助することを 適当と認めた場合に交付することとし、施設ごとに次の(1) および(2)の金額を比較して、いずれか少ない金額を選定し、 その選定した金額とする。 (1) 補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額 (2) 1か所あたり 37,000千円以内</p>	<p>設計 委託 費</p> <p>工事 費</p>
	<p>2 安心こども基金による保育所開設準備費 「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営 について」(平成21年7月1日付21文科初第6269号・ 雇児発第0701第3号文部科学省初等中等教育局長・厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「安心こども基金管 理運営要領」の第3および第4に基づき行う「賃貸物件による 保育所整備事業」に定める保育所開設準備費(認証保育所を賃 貸物件により新たに設置する場合で、設置者が貸主に対して支 払う建物賃借料(年度当初から年度末までを対象とする家賃) および礼金を含む。)について、施設ごとに次の(1)および (2)の金額を比較して、いずれか少ない金額を選定し、その 選定した金額とする。ただし、本経費の対象は、認可基準を満 たす認証保育所に限る。 (1) 補助対象経費に係る設置者の実支出額の4分の3の額 (2) 1か所あたり24,000千円以内</p>	<p>設計 委託 費</p> <p>工事 費</p> <p>礼金</p> <p>建物 賃借 料</p>

別表第2（第7条関係）

品川区認証保育所運営費補助加算要件

1 チーム保育推進加算（別表第1運営費の項第5号）

次の要件全てに該当する施設に加算する。ただし、次の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

- (1) 「必要保育従事職員数」を超えて保育従事職員を配置していること（注1および注2）。
- (2) キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること（注3）。
- (3) 職員の平均経験年数が12年以上であること（注4）。
- (4) 当該加算による増収を、保育従事職員の増員または当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること（注5）。

(注1) 「必要保育従事職員数」は次のアおよびイを合計した数であること。

ア 年齢別配置基準による職員数

イ 定員90人以下の施設については1人

(注2) 必要保育従事職員数を超えて配置する保育従事職員の数は、常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）から「必要保育従事職員数」を減じて得た数の小数点第1位を四捨五入した員数とする。なお、常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。

(例) 0.6人の場合、1人

<算式>

常勤職員の保育従事職員に代えて充てた常勤職員以外の保育従事職員の所定労働時間数の合計 ÷ 常勤職員の保育従事職員の所定労働時間数規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

- (注3) チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準による職員数を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。
- (注4) 職員の平均経験年数については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和5年6月7日付こ成保39・5文科初第591号子ども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）第4の1における職員一人当たりの平均経験年数をもって確認すること。
- (注5) 加算額の実績と(4)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、速やかに加算当年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

2 療育支援加算（別表第1運営費の項第9号）

障害児（注1）を受け入れている（注2）施設において、補助者（注3）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと（注4）。

上記の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(注1) 区長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 主任保育士または障害児保育を担当する保育士を補助する非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 取組の例示

- ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役を担う。
- ・障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。

3 高齢者等活躍促進加算 (別表第1 運営費の項第10号)

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな補助対象児童の処遇の向上を図るため、次の要件を満たす施設に加算する。

(1) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項に規定する特定就職困難者コース助成金その他の高齢者等の雇用に係る助成金を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりして、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

(注1) 「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- イ 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- ウ 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
- エ 精神障害者(精神保健及び精神障害福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)
- オ 母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦)

(注2) 非常勤職員は、1日6時間未満または月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用は、雇用契約または派遣契約による場合のみを対象とする。

(注4) 高齢者等が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 補助対象児童との話し相手または相談相手
- イ 補助対象児童の身の回りの世話(爪切り、洗面等)
- ウ 補助対象児童の通院、買い物または散歩の付き添い
- エ 補助対象児童が参加するクラブ活動の指導
- オ 補助対象児童の給食のあとかたづけ
- カ 補助対象児童の喫食の介助
- キ 洗濯、清掃等の業務
- ク その他補助対象児童に関して高齢者等に適した業務

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- ア 東京都医療的ケア児保育支援事業実施要綱(令和4年3月30日付3福保子保第5505号)に定める事業を実施していること。
- イ 東京都一時預かり事業実施要綱(平成27年7月27日付27福保子保第507号)に定める事業を実施していること。
- ウ 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成7年10月23日付7福子推第276号)に定める事業を実施していること。
- エ 東京都病児保育事業実施要綱(平成21年9月8日21福保子保第375号)に定める事業を実施していること。
- オ 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱(令和5年3月30日付4福保子保第4943号)に定める事業を実施していること。
- カ 夜間帯保育事業実施要綱(令和元年9月1日付31福保子保第2012号)に定める事業を実施していること。
- キ 4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。
また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
- ク 4月から11月までの間に1人以上の障害児(軽度障害児を含む。)(注5)の利用があること。

(注5) 区長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な料をもって確認しても差し支えない。

4 施設機能強化推進費加算(別表第1運営費の項第11号)

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育および災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～注3)を行う施設で、次に掲げる要件の複数に該当する施設に加算する。

- (1) 東京都医療的ケア児保育支援事業実施要綱(令和4年3月30日付3福保子保第5505号)に定める事業を実施していること。
- (2) 東京都一時預かり事業実施要綱(平成27年7月27日付27福保子保第507号)に定める事業を実施していること。
- (3) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱(平成7年10月23日付7福子推第276号)に定める事業を実施していること。
- (4) 東京都病児保育事業実施要綱(平成21年9月8日21福保子保第375号)に定める事業を実施していること。

- (5) 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日付4福保子保第4943号）に定める事業を実施していること。
- (6) 夜間帯保育事業実施要綱（令和元年9月1日付31福保子保第2012号）に定める事業を実施していること。
- (7) 4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。
また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。
- (8) 4月から11月までの間に1人以上の障害児（軽度障害児を含む。）（注4）の利用があること。

(注1) 取組の実施方法の例示

ア 地域住民等への防災支援協力体制の整備および合同避難訓練等を実施する。

イ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね8万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）、役務費（通信運搬費）、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料、賃金および委託費（防災訓練および避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(注4) 区長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

5 小学校接続加算（別表第1運営費の項第12号）

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に加算する。

- (1) 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- (2) 授業、行事、研究会、研修等の小学校との子どもおよび教職員の交流活動を実施していること。
- (3) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生までの2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成し、実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

6 栄養管理加算（別表第1運営費の項第13号）

食事の提供にあたり、栄養士を活用（注）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

上記の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（注）栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

7 その他

「2 療育支援加算」、「3 高齢者等活躍促進加算」、「4 施設機能強化推進費加算」、「5 小学校接続加算」、「6 栄養管理加算」については、在籍児童がいない月は算定できないものとする

別表第3（第8条関係）

補助条件

1 財産処分の制限

- (1) 設置者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産ならびに従物ならびに価格が単価50万以上の機械および器具については、「補助金等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間」（平成12年3月29日厚生省告示第105号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (2) 設置者は、賃借している建物について補助金の交付を受けた場合において、補助事業により取得したものまたは効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき区長の承認を受けるものとする。

2 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて1に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることがある。

3 財産の管理義務

設置者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 開設準備経費の返還

設置者は、開設準備経費の交付を受けた認証保育所について、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、2の定めにかかわらず補助金の交付額に次の表の率を乗じた額を返還しなければならない。ただし、この返還額と開設準備経費にかかる2の納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
50%	40%	30%	20%	10%

5 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

6 書類の整備保管

設置者は、補助金と補助事業に係る予算および決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかななければならない。ただし、開設準備経費の証拠書類については、10年間保管しなければならない。

品川区認証保育所運営費補助金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名
所在地
設置者所在地
設置者氏名
電話番号

年度 月分品川区認証保育所運営費補助金について、品川区認証保育所運営費等補助要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額

金 円

2. 内 訳

施設定員 人 施設類型 A型 ・ B型

年 齢	基本額（円）	人数	金額（円）
0 歳 児			
1 ・ 2 歳 児			
3 歳 児			
4 歳 児 以 上			
基本額合計			

（保育短時間）

年 齢	基本額（円）	人数	金額（円）
0 歳 児			
1 ・ 2 歳 児			
3 歳 児			
4 歳 児 以 上			
基本額合計			

加算項目	単価（円）	人数	金額（円）
冷暖房費加算			
3歳児配置改善加算			
4歳以上児配置改善加算			
減価償却費加算			
賃借料加算			
チーム保育推進加算			
技能・経験に着目した加算			
インフルエンザ予防接種費用助成			
認証保育所処遇改善等加算			

療育支援加算		
高齢者等活躍促進加算		
施設機能強化推進費加算		
小学校接続加算		
栄養管理加算		
精算額		
加算額合計		

合計（円）	
-------	--

3. 添付書類

品川区認証保育所運営費補助金交付申請児童名簿

インフルエンザ予防接種費用助成は、内訳書および領収書の写し等

認証保育所処遇改善等加算は、賃金改善計画書（認証保育所処遇改善等加算）

品川区認証保育所運営費補助金交付申請児童名簿

保育所名

年 月 日現在

（補助対象児童数）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
品川区児童数							
品川区児童数 (保育短時間)							
区外補助対象児童数							
計							

（補助対象外児童数）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
一時保育児童数（登録数）							
都外在住者月極児童数							
計							

（品川区在住児童）

	年齢	児童氏名	生年月日	現住所	入所年月日	月契約時間	基本保育料	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

1. 年齢は入所した日の属する年度の初日の前日の年齢とし、0歳児から年齢順に記入すること。
2. 新規児童については、受託届および契約書の写しを添付すること。備考欄に新規と明記すること。

(品川区在住児童)

21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								

1. 年齢は入所した日の属する年度の初日の前日の年齢とし、0歳児から年齢順に記入すること。
2. 新規児童については、受託届および契約書の写しを添付すること。備考欄に新規と明記すること。

(管外在住児童)

	年齢	児童氏名	生年月日	現住所	入所年月日	月契約時間	基本保育料	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								

※ 年齢は入所した日の属する年度の初日の前日の年齢とし、0歳児から年齢順に記入すること。

品川区認証保育所受託届

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者所在地

設置者氏名

電話番号

品川区に住所を有する下記の児童の保育の実施について、品川区認証保育所運営費等補助要綱第5条の規定に基づき届け出ます。

記

児童	住所		生年月日	
	氏名 (ふりがな)		入所時 の年齢	
保護者	氏名 (続柄・ふりがな)		電話番号	
保育を必要とする理由				
受託期間				
保育時間	月	時間		
	午前・午後	時	分から午前・午後	時 分まで、週 日
保育料金	基本保育料		円	
	その他		円	
	合計保育料		円	
認可保育所への申込みの有無	申込み中		区	
	申込みの予定なし	理由		

※契約書の写しを添付すること

第 年 月 日
年 月 日

品川区認証保育所運営費補助金交付決定通知書

保育所名 様

品川区長



品川区認証保育所運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第10条第1項の規定に基づき、通知します。

記

交付決定金額

円

内訳

第 年 月 日
年 月 日

品川区認証保育所修繕費補助金交付決定通知書

保育所名 様

品川区長



品川区認証保育所修繕費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第10条第2項の規定に基づき、通知します。

記

交付決定金額

円

請 求 書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
						¥	0	0

件名 品川区認証保育所運営費補助金について（ 月分）

上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 様

所 在 地

品川区

施 設 名

請求者住所

氏 名

口座名義

金融機関名

支店名

口座番号

品川区認証保育所運営費補助金交付決定取消通知書

保育所名 様

品川区長



年 月 日付 号により通知した、品川区認証保育所運営費補助金の交付決定について、下記の理由により取り消したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第14条第1項の規定に基づき通知します。

記

取消理由

品川区認証保育所修繕費補助金交付決定取消通知書

保育所名 様

品川区長



年 月 日付 号により通知した、品川区認証保育所修繕費補助金の交付決定について、下記の理由により取り消したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第14条第1項の規定に基づき通知します。

記

取消理由

品 川 区 長 あて

施設名 (定員 名)

所在地

設置者

品川区認証保育所運営費等補助要綱第15条の規定に基づき、補助に係る事業の実績について下記のとおり報告します。

年度品川区における認証保育所運営費等補助の交付決定額	円
----------------------------	---

1. 年度収支の状況

収 入		支 出		
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)	
①補助金	0歳児@ × 人	①人件費	給与等	
	1・2歳児@ × 人		法定福利費（社会保険料事業主負担分）	
	3歳児@ × 人		非常勤	嘱託医報酬・臨時職員賃金
	4歳児以上@ × 人		法定福利費（社会保険料事業主負担分）	
	冷 暖 房 費 加 算 @ × 人		①人件費合計	
	3歳児配置改善加算@ × 人	②管理運営費	消耗品費	
	4歳以上児配置改善加算@ × 人		備品費	
	減価償却費加算@ × 人		通信費	
	賃借料加算@ × 人		光熱水費	
	チーム保育推進加算@ × 人		旅費	
	技能・経験に着目した加算		職員研修費	
	インフルエンザ予防接種費用助成 人		福利厚生費（健康診断・被服購入等）	
	認証保育所処遇改善等加算		保健衛生費	
	療 育 支 援 加 算		修繕費	
	高 齢 者 等 活 躍 促 進 加 算		賃借料	
	施 設 機 能 強 化 推 進 費 加 算		賠償責任保険料	
	小 学 校 接 続 加 算		雑費（以上のいずれにも属さず、施設管理上必要なもの）	
	栄 養 管 理 加 算			
	小 計			
	他 区 市 分		小 計	
運 営 費 合 計				
修繕費				
開設準備経費				
①補助金合計				
②保護者負担金	保育料	②管理費合計		
	給食費	③一般生活費	給食費	
	オムツ代		保育材料費	
	冷暖房費		児童保健衛生費	
	入園料		雑費（以上のいずれにも属さず、児童の保育上必要なもの）	
	延長保育料			
	一時預かり保育料（延 人）			
②保護者負担金合計				
③その他	寄付金	③一般生活費合計		
	収益事業（バザー等）			
③その他合計				
④繰越金		④引当金	退職金の積立	
⑤引当金の取崩			施設改修のための準備金	
			大型備品の購入のための準備金	
⑥借入金（当該施設に関わるものに限る）		④引当金合計		
A 収入合計（A=①+②+③+④+⑤+⑥）		⑤借入金返済（当該施設に関わるものに限る）		
C 差引剰余金（C=A-B）		B 支出合計（B=①+②+③+④+⑤）		

